社会的養護の新展開 10

—都道府県社会的養育推進計画—

浦田 雅夫京都芸術大学

都道府県社会的養護推進計画

日本の社会的養護は、厚生労働省の方針のもと、各自治体が 2015 (平成 27) 年度から 15年間かけて、施設の小規模化、分散化、里親委託の推進を進める「都道府県社会的養護推進計画」を作成している。2019 (令和元) 年度末は、各自治体でコロナ対策が行われているなか、2020 (令和 2) 年からの第 2 ステージの 5年間に向けての計画を策定する時期である。2015 (平成 27) 年度の 15 か年計画時点では、2011 (平成 23年) 7月に出された「社会的

2015 (平成 27) 年度の 15 か年計画時点では、2011 (平成 23 年) / 月に出された「社会的養護の課題と将来像」が取り上げられ、「現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて」(a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム、(b) 概ね3分の1が、グループホーム、(c) 概ね3分の1が、本体施設(児童養護施設は全て小規模ケア)という姿に変えていくことが目標に掲げられた。

2015 (平成 27) 年4月1日現在では、本体施設入所児童の割合が 76.4%、グループホーム入所児童の割合が 7.9%、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合が 15.8%であり、これを最終年度までにそれぞれ「概ね1/3」ずつにすることを目標としたのである。

ところが、平成28(2016)年度の児童福祉法改正、そして「新しい社会的養育ビジョン」の突然の登場により急激に里親委託シフトへと舵取りが行われた。遅々として進まない、里親やファミリーホームによる養育を一気に推し進めようというねらいだ。

また、第2ステージからは、要保護児童のための「社会的養護」から要支援児童を含む「社会的養育」「家庭養育」へと移行している。そのため名前も「都道府県社会的養育推進計画」と名称変更されている。この第2ステージの基本的な考え方について、厚生労働省「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」では、「子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現する計画を立てる必要がある。その際、国会審議において明らかなように「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直して、『新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現する必要がある。」とし、「社会的養護の課題と将来像」を前面否定している。これまでにもみたが、急激な舵取り変更に社会的養護関係者からは大きな批判がでた。

なかでも、「3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては 概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委

託率 50%以上を実現する。」「 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童 期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則と する。)」といった数値目標が独り歩きし、大きな議論になった。

都道府県社会的養育推進計画の策定

各自治体では、2020 年度からの 5 年間のステージおよび最終年度である 2030 (令和 11) 年度末の里親委託率をどのように計画するかが大きな課題となっている。厚生労働省では、 各自治体の全体状況の公表には至っていないが、すでに 9 割の自治体で数値目標をクリア していないの報道がなされている。

こういったなか、里親による養育を推進する団体等は、厚生労働省あてに、各自治体が推 進計画を見直すよう、要望書を提出している。

現行の都道府県推進計画等の概要

| 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 | 36年度 | 37年度 | 38年度 | 39年度 | 40年度 | 41年度 | 都道府県推進計画(中期計画)

都道府県推進計画(前期計画) 都道府県子ども・子育て支援計画(第1期)

都道府県子ども・子育て支援計画(第2期)

都道府県子ども・子育て支援計画(第3期)

都道府県推准計画

- ※「社会的養護の課題と将来像(平成23年7月・専門委 員会取りまとめ)」に基づき局長通知により策定を依頼
- ・平成27年度~41年度までの15年間を通じた目標及び5年 ごとの3期(前・中・後)に区分した各期毎の目標を設定 (記載事項)
- ①社会的養護を必要とする児童数の見込み(社会的養護 の需要量)
- ②児童養護施設等の小規模化、地域分散化の具体的な取 組と養護可能な児童数の見込み(施設養護の供給量) ③家庭養護(里親やファミリーホーム)の推進の具体的
- 取組と養護可能な児童数の見込み(家庭養護の供給 量)

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

- ※「子ども・子育て支援法(平成24年8月成立)」に基づく 法定計画・内閣府告示により記載事項を規定
- ・1期を5年とする計画(現在は、第1期計画期間(平成27年度 ~31年度)

(記載事項(社会的養護関係部分))

-) 児童虐待防止対策の充実
- (1)児童相談所の体制の強化、(2)市町村や関係機関との役 割分担及び連携の推進、(3)妊婦や子育て家庭の相談体制の 整備、(4)児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
- (二) 社会的養護体制の充実
- (1) 家庭的養護の推進 (里親委託等の推進、施設の小規模化及び地域分散化の推進)、(2) 専門的ケアの充実及び人材の 確保・育成、(3)自立支援の充実、(4)家族支援及び地域支 援の充実、(5)子どもの権利擁護の推進
- ※ いずれの計画も、平成41年度までの15年間で、「本体施設」、「グループホーム(小規模化・地域分散化された施設)」、 「里親等」をおおむね「3分の1ずつ」にしていくことを目標として必要事業量を設定するよう求めている。

忹

义

る

「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた見直し

| 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 33年度 | 35年度 | 36年度 | 37年度 | 38年度 | 39年度 | 40年度 | 41年度 |

都道府県推進計画(前期計画) 都道府県子ども・子育て支援計画 都道府県推進計画(中期計画)

都道府県推進計画(後期計画)

都道府県子ども・子育て支援計画(第2期)

都道府県子ども・子育て支援計画(第3期)

★※社会的養護関係部分について、実質的に中期計画(第2期計画)に向けた見直し

を1年前倒して実施

第21回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 資料「現行の都道府県推進計画等の概要」(2017)